（別紙１）

特定事業所集中減算の取り扱いについて

１　居宅介護支援事業所の運営基準等について

　　特定事業所集中減算の制度を理解するにあたり、改めて「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」を示します。

○【指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準　第１条第２項】

「指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多用な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない」

○【指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準　第１条第３項】

「指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない」

○【指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準について　第二３（７）】

利用者自身によるサービスの選択

「介護支援専門員は、利用者自身がサービスを選択することを基本にこれを支援するものである。このため、介護支援専門員は、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該利用者の居住する地域の指定居宅サービス事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者またはその家族に対して提供するものとする。したがって、特定の事業者に不当に偏して情報を提供するようなことや、利用者の選択を求めることなく同一事業主体のサービスのみによる居宅サービス計画案を最初から提示することがあってはならないものである。

２　判定期間と減算適用期間

毎年度２回、次の判定期間における当該事業所において作成された居宅サービス計画を対象とし、減算の要件に該当した場合は次に掲げるところに従い、当該事業所が実施する減算適用期間の居宅介護支援のすべてについて減算を適用する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 判定期間 | 減算対象期間 |
| 前期 | ３月１日～８月末日 | 10月１日～３月31日 |
| 後期 | ９月１日～２月末日 | ４月１日～９月30日 |

※　次の事業所は、判定期間を満了しないため、当該期間については減算の判定対象から除外する。

①　判定期間の初日現在で指定を受けていない居宅介護支援事業所

②　判定期間中に休止・廃止をした居宅介護支援事業所

３　判定方法

事業所ごとに、判定期間に作成された居宅サービス計画のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与又は地域密着型通所介護（以下「訪問介護サービス等」という。）が位置付けられた計画の数をそれぞれ算出し、それぞれについて、最も紹介件数の多い法人（以下、「紹介率最高法人」という。）を位置づけた居宅サービス計画の数の占める割合を計算し、訪問介護サービス等のいずれかについて、80％を超えた場合に減算する。

※平成30年４月報酬改定により、対象サービスが縮小されている。

【具体的な計算式】

　÷（対象サービスを位置づけた計画数）

４　算定手続き

居宅介護支援事業者は、「（届出様式）特定事業所集中減算判定様式」に必要事項を記載し、次の書類を市長に提出しなければならない。

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 内容 |
| 80％を超えなかった場合 | 　 |
|  | 現在、特定事業所集中減算適用が**ない**事業所 | ・市への手続きは不要。※(届出様式)特定事業所集中減算判定様式は５年間保存する |
| 現在、特定事業所集中減算適用が**ある**事業所 | ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表・（届出様式）特定事業所集中減算判定様式 |
| 80％を超えた場合 |  |
|  | 正当な理由**なし** | ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表・（届出様式）特定事業所集中減算判定様式 |
| 正当な理由**あり** | ・（届出様式）特定事業所集中減算判定様式・（必要に応じ）正当な理由が確認できる書類※　正当な理由は、個別に判断し、結果は、後日通知する。 |

**※ 書類の提出期限は、前期９月15日、後期は３月15 日とする。（休日の場合は直前の平日）**

５　正当な理由の範囲

３で判定した割合が80％を超えた場合に、80％を超えるに至ったことについて正当な理由がある時は、「特定事業所集中減算判定様式」に当該理由を具体的に記載し、提出すること。

なお、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は正当な理由として認めることとなるが、単に該当することのみをもって正当な理由と認めるものではなく、個別に判断することとする。

市長が当該理由を不適当と判断した場合は、特定事業所集中減算を適用するものとして取り扱う。

|  |  |
| --- | --- |
| № | 正当な理由として認められうる事項 |
|  | 居宅介護支援事業所の通常の事業実施地域に各サービスごとでみた場合にサービス提供事業所数が５事業所未満である場合。 |
| ② | 特別地域加算を算定している居宅介護支援事業所である場合。 |
| ③ | 判定期間の１月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下である場合。 |
| ④ | 判定期間の１月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が１月当たり平均10件以下であるなど、サービスの利用が少数である場合。 |
| ⑤※ | サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案したことにより特定の事業所に集中した場合。  |
| ⑥ | 市町村に訪問介護サービス等を開設している法人が各サービスごとでみた場合に１法人で、かつ、その法人が紹介率最高法人である場合に、その市町村に居住する利用者を除外して再計算を行うと当該紹介率最高法人の割合が80％以下になるか、除外後の各サービスの計画件数が10件以下になる場合。 |
| ⑦ | 通所介護事業所又は地域密着型通所介護事業所について、居宅から路程で３キロメートル以内に紹介率最高法人を位置づけた居宅サービス事業所以外に当該サービスを提供する事業所が所在しない利用者を除外して再計算を行うと当該紹介率最高法人の割合が80％以下になるか、除外後の各サービスの計画件数が10件以下になる場合。  |
| ⑧ | 割引の届出を行っていることにより、居宅介護支援事業所の通常の事業実施地域内で最もサービス利用料が安くなっていることにより集中した場合。 |
| ⑨ | 訪問介護における移送サービス（通院介助、通院等乗降介助等）を行う際の運賃、又は福祉用具貸与における取扱件数の上位１品目の貸与価格が居宅介護支援事業所の通常の事業実施地域内で最も安いことにより集中した場合。 |
| ⑩ | 年中無休365日営業している通所介護事業所又は地域密着型通所介護事業所である場合。  |
| ⑪ | 判定期間内中に他の居宅介護支援事業所の休止・廃止又は事業規模縮小により引き受けることとなった居宅サービス計画件数を除外すると、正当な理由の②④⑥⑦に該当することとなる場合。なお、これに該当する際は引き受け元の居宅介護支援事業所名及び引き受け件数を理由に明記すること。 |
| ⑫ | 東日本大震災（長野県北部を震源とする地震も含む。以下「震災」という。）の発生に伴い、震災避難者の受け入れにより、特定の事業所に集中したと認められる場合であって、かつ、震災避難者について位置づけた居宅サービス計画を除外して計算すると、80％以下となる場合。 |
| ⑬※ | 利用者の居住する地域において、各サービス毎にサービスを提供している事業所が１事業所のみとなる場合、その地域の利用者を除外して再計算を行うと当該紹介率最高法人の割合が80％以下になるか、除外後の各サービスの計画件数が10件以下になる場合。 |

※　正当な理由⑤・⑬に該当する場合には別紙２を参照してください。